

# ボーイスカウト埼玉県連盟「東秩父野営場」使用規則

ボーイスカウト埼玉県連盟は、平成 29 年に 神田 茂 氏より東秩父村大内沢にある土地の寄贈をうけ、この地に「東秩父野営場」を開設するにあたり、使用規則を定める。

## [利用者の資格]

- 1 東秩父野営場(以下「野営場」という)を使用できる者は、次の者とする。
  - (1) ボーイスカウト埼玉県連盟に所属・加盟しているスカウト・隊及び団とする。
  - (2) 県連盟が特に認めた団体やグループ  
(未成年者の団体・グループは、成人の指導者の引率が必要です。)

## [申し込み方法]

- 2 申し込み方法
  - (1) 県内各団各隊が、野営場を使用する場合は、1年前から埼玉県連盟事務局に電話で確認後に「野営場使用申込書」(様式 1)をメールにて、1ヶ月前までに、実施プログラム概要を添付して申し込み、許可を得て使用する。
  - (2) ボーイスカウト以外の団体等が使用する場合には、3か月前から 1 か月前までに前項に記載の「野営場使用申込書」(様式 1)を埼玉県連盟事務局に実施プログラム概要を添付して申し込み、許可を得て使用する。
  - (3) 申し込みが、重複したときは、ボーイスカウト埼玉県連盟に所属・加盟しているスカウト・隊及び団を優先とし、先着順とする。

## [使用料金]

- 3 この野営場を利用する場合は、基本的な維持費として、下記の金額をボーイスカウト埼玉県連盟事務局に支払うものとする。(料金改定:2022年1月~)
  - (1) ボーイスカウト埼玉県連盟に所属・加盟しているスカウト・隊及び団  
日帰り利用 2000円/日 管理棟の利用を含む  
宿泊利用 3000円/泊 管理棟の利用を含む
  - (2) ボーイスカウト埼玉県連盟以外のボーイスカウト及び団体等  
日帰り利用 3000円/日 管理棟の利用を含む  
宿泊利用 4000円/泊 管理棟の利用を含む

## [使用細則]

- 4 この野営場を使用する者は、以下の細則を厳守すること。
  - (1) 火の取り扱い
    - ① 直火は、厳禁とする。立ちかまど、もしくは、ストーブ類を使用すること。
    - ② 炊事をする際は、非常時を念頭に消火用の水をサイトに十分な量の準備しておくこと。
  - (2) 飲料水  
現状では、利用者が持ち込み利用することとし、野営場内の水については、洗い物用として利用すること。
  - (3) 衛生

- ① 持ち込んだ食料、飲料、発生した残飯・ゴミ、まきの燃え残りは必ず持ち帰ること。
- ② 流しに固形物や油を流さないように注意すると共に、清潔な状態維持に努めること。
- ③ 野営場内には、残飯等は絶対に埋めてはならない。
- ④ トイレは、設置されている簡易トイレを利用すること。

#### (4) 管理

- ① 使用者は、申し込みの際に実施プログラム概要を事務局に提出すること。
- ② 使用者は、使用申し込み時に安全管理者を定め、安全に配慮するものとする。
- ③ 野営場を利用する場合は、下記関係各機関に連絡あるいは必要書類を提出するものとする。  
届出先 消防（消防様式 11）比企広域消防本部  
役場 東秩父村役場 総務課  
警察 小川警察署(槻川駐在所)
- ④ 使用者が使用前に県連盟事務局より鍵を借り、必ず指導者が開錠し鍵の管理に務めること。
- ⑤ 野営場退場時に指導者が管理棟、トイレ及び野営場入場口を施錠し、管理棟の電源ブレーカーを落とすこと。
- ⑥ 場内の諸施設の破損については、その原因者が責任を持って原状回復すること。
- ⑦ 野営場使用後使用責任者は、野営場の鍵を速やかに県連盟事務局に返却すると同時に報告書を提出するものとし、使用料についても支払うものとする。

#### [付 則]

##### 5 その他

- ① 野営場における起床は、午前 6 時以降とし、就寝・消灯時刻は、午後 10 時以前とし、厳守すること。
- ② 場内では、大げさな騒ぎは禁ずる。
- ③ 使用者は、万一野営場使用中に周囲の住民から苦情を申し立てられた場合、誠意をもってその場で解決し、その内容を事務局に報告すること。
- ④ 使用者は、スカウト精神により、退場時は必ず環境整備をし退場すること。
- ⑤ 使用規則以外の事柄が発生した場合は、県連盟の承認、若しくは、協議のうえ決するものとする。

・2022年1月1日から施行

#### 付 表

##### [東秩父野営場]

- 所在地 比企郡東秩父村大字大内沢字大谷ノ田1343番10他
- 敷地面積 2,841㎡
- 東秩父野営場の設備
  - 管理棟 面積 約 33㎡
  - 部屋数 1 部屋(板の間8畳)、キッチン、トイレ、浴室
  - 駐車場 普通乗用車 7 台分
  - 野外トイレ 6 穴(男子用 3穴、女子用 3穴)

[届出先の所在等]

○比企広域消防本部 小川消防署

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(消防法様式第11号－書式は、比企広域消防本部のホームページにあります)を作成し、利用前に小川消防署へ届けてください。ここは土曜日の提出も可能です。

所在地 〒355-0312 埼玉県比企郡小川町上横田1247-2

電話番号 0493-72-3565

届け出は小川消防署東秩父分署への提出も可能ですが、平日のみの受付となります。

○東秩父村役場 総務課

文書による届は不要ですが、当日までに開催日、場所、参加人数等を電話にて連絡してください。

所在地 秩父郡東秩父村大字御堂 634

電話番号 0493-82-1221

○小川警察署槻川駐在所

日程・場所・活動内容・参加予定者数・緊急連絡先等を記載した文書を作り駐在所のポストに入れてください。開催当日投函可。(添付参考例を参考にしてください)

所在地 東秩父村坂本1204-13

電話番号 0493-82-1232

(参考書式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小川警察署 槻川駐在所 様

ボーイスカウト埼玉県連盟

〇〇第〇団〇〇〇隊

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇-〇

担当者 〇〇 〇〇

ボーイスカウト活動の届け出

下記のとおり、ボーイスカウトの活動を行いますので、届け出を行います。  
近隣へ迷惑をかけないように、細心の注意を払って活動いたします。  
よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 : 〇〇月〇〇日(〇)〇:〇〇~〇〇月〇〇日(〇)〇:〇〇
2. 場 所 : 東秩父村大内沢「ボーイスカウト東秩父野営場」
3. 活 動 内 容 : 小学生・中学生野外活動(キャンプ)
4. 参加予定者 : 〇〇第〇団スカウト 〇名 指導者 〇名
5. 緊急連絡先 : 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
6. 備 考 : 「火災とまぎらわしい煙又は火災を発する恐れのある行為の届出書」  
比企広域消防本部へ提出しました。

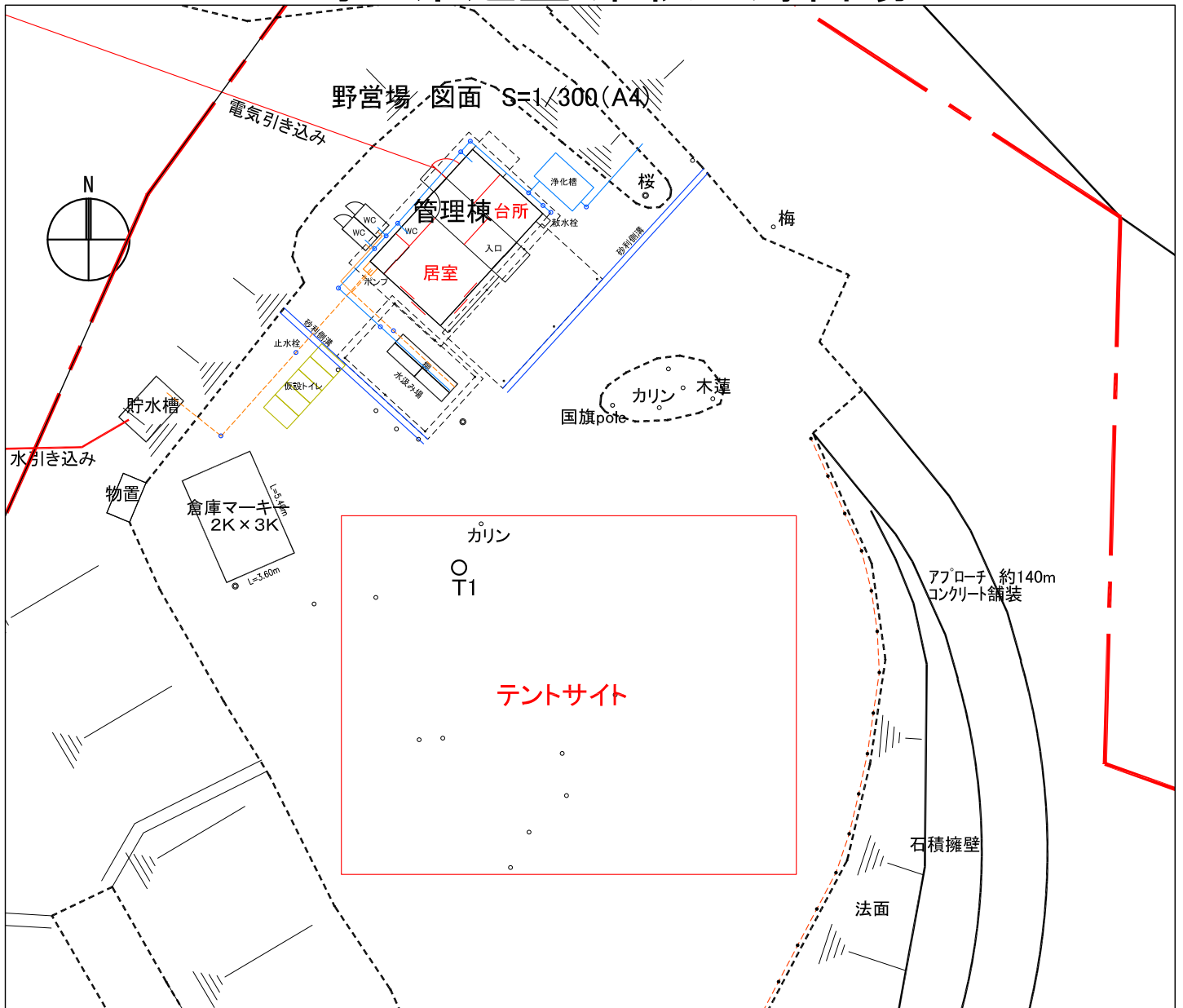
以上

火災とまぎらわしい煙又は火炎  
を發するおそれのある行為の 届 出 書

年 月 日	
比企広域消防本部 消防長 様	
届出者 住所 (電話 番) 氏名	
発生予定日時	自 年 月 日 時 ~ 至 年 月 日 時
発生場所	比企郡東秩父村大字大内沢字大谷ノ田1343番10 ボーイスカウト埼玉県連盟 東秩父野営場 (添付図を参照の事)
燃焼物品名 及び数量	
目的	
その他 必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

# BS埼玉県連盟 東秩父野営場



案内図